

補助対象を拡充します

HP 13408

UIターン支援事業

町内企業の担い手不足解消のために支給する補助金の内容を拡充しました。

拡充内容	東京23区内から移住された方
東京23区を含まないオホーツク管外から移住し、次の要件に該当する方に補助します。 ◆本町に住民票を移した時点で満45歳未満の方 ◆補助金申請時点で、転入後3か月以上1年未満の方 就業に関する要件 ◇勤務地が美幌町内であること ◇就業先が支援対象法人として登録している町内企業であること ◇支援対象法人として登録した町内企業に就業することを目的に転入したこと など 補助金額 30万円	次の要件に該当する方に補助します。 ◆移住する直近10年のうち、通算5年以上東京23区に在住もしくは通勤していた方 ◆移住の直前に1年以上、東京23区に在住もしくは通勤していた方 就業に関する要件 ◇マッチングサイト掲載の法人に新規就業した方 ◇テレワーク移住(転勤等ではなく自分の意思で移住し、東京23区での仕事を継続する方) など 補助金額 最大100万円

- ・上記のほか、補助対象となるための要件があります。詳細は町ホームページをご確認ください。
- ・転入から3か月以上1年以内に申請が必要です。



政策推進課 政策統計G ☎ 77-6529

7月31日まで追加募集

HP 2266

空き家の解体費用を支援します

一般型 除却費用の3分の2を補助	新築型 除却費用の5分の4を補助	商業型 除却費用の2分の1を補助
補助内容 居住用空家等を解体し、更地にするもので、現地調査の結果、不良度判定が50点以上の物件に対して補助 補助金額 不良住宅 最大80万円 (不良度判定100点以上) 準不良住宅 最大40万円 (不良度判定50~99点)	補助内容 昭和56年5月31日以前に建築された居住用空家等を解体し、更地にした後、2年以内に住宅を新築するもので、現地調査の結果、隣地や歩道等に落雪等の被害が見込まれる物件に対して補助 補助金額 最大130万円	補助内容 空き店舗や賃貸住宅を解体し、更地にするもので、現地調査の結果、不良度判定が50点以上で隣地や歩道等に落雪等の被害が見込まれる物件に対し補助 補助金額 不良住宅 最大50万円 (不良度判定100点以上) 準不良住宅 最大25万円 (不良度判定50~99点)

■ 事前受付期間 7月31日(木)まで

■ 共通要件

- 対象物件**
- ①1年以上使用されていないもの
 - ②都市計画区域内に存在するもの

施工業者 町内事業者であること

必要書類は町ホームページからダウンロードするか、政策統計Gの窓口でお受け取りください。

■ 応募方法

- 事前受付→現地調査→調査結果通知→交付申請を経て交付を決定します。
- 解体工事の契約は交付決定後に行ってください。



政策推進課 政策統計G ☎ 77-6529

熱中症に気をつけください

HP 13407

クーリングシェルターを設置します

熱中症による健康被害を防止するため、熱中症特別警戒アラートが発表されたときなどに、公共施設や民間施設をクーリングシェルターとして開放します。

- 指定施設**
- ①しゃきっとプラザ ②町民会館
 - ③スーパーアークス美幌店
 - ④コブさっぽろ美幌店 ⑤シティびほろ店

開放時間 開館、開店日の10時~17時まで

クーリングシェルターは、次の場合に開放されます。

- ①熱中症特別警戒アラートが北海道に出されたとき
- ②熱中症警戒アラートがオホーツク管内に出され、美幌町の暑さ指数が31に達するとされたとき

- 注意事項**
- ・涼しい環境が確保できる場合、クーリングシェルターへ移動する必要はありません。
 - ・受け入れできる人数には限りがあります。
 - ・利用時は各施設の指示に従ってください。

開放時には、町HP・広報車などでお知らせします。

環境省が熱中症警戒情報を発信していますのでご覧ください。



危機対策課 危機対策G ☎ 77-6528

暴追協だより

夏の暴力追放運動強化月間

7月21日~8月20日

- 重点目標**
- ・暴力団の違法な資金獲得活動の実態周知と被害防止
 - ・少年に対する暴力団の影響排除と環境の浄化

暴力団追放「三ない運動+1」の推進

- 暴力団を利用しない
- 暴力団を恐れない
- 暴力団に金を出さない
- 暴力団と交際しない



暴力的要求行為を受けた場合
警察署(☎ 72-0110) または暴力追放センター
北見支局(☎ 0157-61-5982)へ

ひきこもりでお悩みの方へ

地域包括支援センター ☎ 75-3220

ひきこもりの方は年々増えてきています。進学や就職のような環境の変化や心の病気など、様々なことが原因にあるデリケートな問題です。ご本人やご家族だけで抱え込まず、相談してみませんか？

地域包括支援センターでは、自宅にひきこもっている方や家族からお話を伺っています。今後の生活について一緒に考え、福祉制度や利用できるサービスについてお伝えしています。

ご相談はお越しいただくか、お電話またはご自宅にお伺いすることもできます。ひきこもりでお悩みの方やご家族、ご近所でお困りの方がいましたら、包括支援センターまでお問い合わせください。

(電話の受付時間は8:45~17:15まで。事前に連絡いただければ、土日・祝祭日も訪問できます。)

2年に1度の検査です

HP 13160

小型はかり定期検査

取引や証明上の計量に使用するはかりは、2年に1度定期検査を受けることが義務づけられています。

検査の概要

- 日** 8月21日(木)・22日(金) 10:30~15:30
- 場所** しゃきっとプラザ1階 集団健診ホール
- ※事前の申込が必要です

前回(令和5年)の検査を受けた場合
事業者へ個別に連絡します。

前回(令和5年)の検査を受けていない場合
7月18日(金)までに下記問合せ先へご連絡ください。

商工観光課 商工観光G ☎ 77-6548

企画事業を募集します

HP 11953

びほろの活力共創事業補助金

対象となる事業・応募資格等は町ホームページをご確認ください。

■ 募集期間 7月1日(火)~17日(木)

■ 対象事業

地域活性化事業(ソフト事業)

補助率	限度額
【1年目】補助対象経費の10分の10以内	50万円
【2年目】補助対象経費の10分の8以内	40万円
【3年目】補助対象経費の10分の6以内	30万円

設備投資事業(ハード事業)

補助率	限度額
補助対象経費の10分の5以内	100万円

必要書類(事業企画書等)を作成の上、町民活動Gまで提出してください。必要書類の様式は窓口で配布のほか、町ホームページからもダウンロードできます。



新規に応募予定の団体の方は、日程に余裕を持って事前に担当にご相談ください。

町民活動課 町民活動G ☎ 77-6537・窓口1番